

議案第98号 小松島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

《制定の趣旨》

下水道事業について令和2年度より地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用するために必要な事項を定めるとともに、公共下水道事業特別会計を廃止する等の改正を行うもの。

小松島市下水道事業の設置等に関する条例

（設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 対象区域は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）

第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30までの業務の状況を説明する書類を1月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1） 事業の概況

（2） 経理の状況

（3） 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（小松島市特別会計条例の一部改正）

2 小松島市特別会計条例（昭和39年小松島市条例第1号）の一部を次の

ように改正する。

第1条第7号を削る。

(小松島市公共下水道事業減債基金条例の一部改正)

3 小松島市公共下水道事業減債基金条例（平成14年小松島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「小松島市下水道事業会計予算の資本的支出」に改める。

第4条中「小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「小松島市下水道事業会計予算の収益的収入」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

小松島市特別会計条例(昭和39年小松島市条例第1号)新旧対照表【附則第2項関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>小松島市公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	削る

小松島市公共下水道事業減債基金条例(平成14年小松島市条例第42号)新旧対照表【附則第3項関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算</u>で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>小松島市下水道事業会計予算の資本的支出</u>で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>小松島市下水道事業会計予算の収益的収入</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を_____繰り替えて運用することができる。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>削る</p>